

## 東部4町における住民説明会（案）及び広報の取組みについて

平成28年8月  
地域振興課

## 1 東部4町における説明会概要

委託事務や市の事務執行体制（執務場所・人員配置等）の案が概ね決定する10月頃に、国ヒアリングに向けた事前協議と平行して、市町と連携して、住民の方や関係団体等への説明会を開催する。

- 県が委託者として、新たに市が設置運営する保健所の運営、サービスがどうなるかについて説明する。
- 説明会における個別の要請に応じて、関係者を対象とした場を別途、設定する。

主催者	鳥取県（各町の協力を得て開催、市も参加）
開催時期	10月中
開催場所	各町内の施設（数十人規模・各町1箇所を予定）
対象者等	東部4町の住民及び県から市への委託事務に関係する団体
周知方法	各町がホームページ、CATV等で住民に周知するとともに、町内における関係団体の会合等において案内を行う。 県は、各関係団体に4町の開催日程等を案内する。
説明事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所とはどのような機関か</li> <li>・県から市への事務委託の概要</li> <li>・県が市に委託する保健所の事務の内容</li> <li>・市への委託に伴い県が市に対して行う支援の内容</li> <li>・鳥取市の新保健所の運営について など</li> </ul>
説明者	福祉保健部、生活環境部、東部福祉保健事務所、東部生活環境事務所等の職員

## 2 各町広報紙による広報

9月号から11月号にかけて、下記のとおり集中的な広報を実施する。

なお、12月号以降についても、適宜、保健所事務の内容等について、情報発信を行う。

月次	広報事項	概要
9月号	説明会の開催案内	・各町において説明会を開催することをお知らせする。（各町の町報9月号に案内資料を折り込む予定（裏面参照））
10月号	保健所事務の内容	・各町説明会の日時、場所日程のお知らせと保健所事務の内容の概略をお知らせする。
11月号	保健所事務の内容 （市シンポジウムの開催案内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所事務の内容をお知らせする。併せて、鳥取市が11月に開催する中核市シンポジウムの日時、場所等を案内する。</li> <li>・（必要に応じて、第2回目以降の住民説明会の開催を案内する。）</li> </ul>

## 東部圏域の保健所のあり方について 住民説明会を開催します（10月予定）

保健所は、住民の皆さんの健康、生活環境に関するサービスを担う機関です。  
鳥取県では、東部圏域4町の住民の皆さんに対する保健所サービスの提供について、平成30年4月を目途に、鳥取市に委託することを検討しています。

### 10月に東部4町の住民の皆さんに説明する場を設けます。

県から市に委託する業務の内容がおおむね整理できる平成28年10月頃を目途に、東部圏域の保健所の平成30年度からの体制について、県から4町の住民の皆さんに直接、説明させていただく場を各町で設けます。

説明会の日時、場所は、おって町報等でご案内いたします。

### 保健所はこのような手続き、サービスを行っています。（市に委託する業務の例）

#### 健康に関するサービス

- 難病医療費などの助成申請の受付
- エイズなどの相談、検査
- 精神保健福祉、ひきこもり、依存症などの相談
- 医療施設や医薬品販売業の許認可

#### 生活環境に関するサービス

- 犬や猫の引き取り、希望する方への譲渡
- 動物取扱業（ペットショップ等）の登録
- 飲食店などの営業許可
- 食品衛生などの相談
- 理容所、美容所、クリーニング所の開設届の受付
- 旅館業、公衆浴場などの営業許可
- 産業廃棄物処理業の営業許可
- 水質・大気に関する相談



### なぜ、業務委託を行うのですか？

鳥取市は平成30年4月を目標に中核市への移行を目指していますが、中核市になると保健所を設置することが法律により義務づけられます。

保健所には、医師、獣医師、保健師、薬剤師など専門的な人材が必要ですが、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、これまでどおり1市4町の業務を1つの保健所で行うことで、専門的な人材の確保を図り、住民サービスを的確に提供するため、県から市に業務の委託を行うものです。

### 現在、どのような検討が行われているのですか？

県と市で委託業務の実施方法や必要な人員、設備などの詳細を検討しています。

また、平成28年度からは、市職員の研修や勉強会も行い、事務の引き継ぎの準備をしています。

#### 【お問合せ先】

鳥取県庁 地域振興課

電話：0857-26-7580

ファクシミリ：0857-26-8129

電子メール：chiikishinkou@pref.tottori.jp

〇〇町 〇〇課

電話：085\*-\*\*-\*\*\*\*\*

ファクシミリ：085\*-\*\*-\*\*\*\*\*

電子メール：

※鳥取県が行っている鳥取市の中核市移行支援関係情報は、県地域振興課ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/247587.htm>